

一般社団法人日本人間工学会大会規程

(総則)

第1条 定款第45条第4項に基づく大会については、この規程による。

(開催)

第2条 大会は、原則として毎事業年度終了後3ヶ月以内に支部単位で開催する。

(企画)

第3条 大会の企画と実行は組織委員会を設置して行う。

(日程と会場)

第4条 大会長及び大会の日時、会場は理事会の議を経た後、原則として前年の社員総会で会員に広報する。

(参加費)

第5条 大会参加費は大会長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

(講演集)

第6条 大会では研究発表等の講演集を発行する。

(社員総会)

第7条 原則として大会開催期間中に社員総会を開催する。

(報告)

第8条 大会長は、大会の報告を当該年度末までに理事長に提出しなければならない。

(予算と会計報告)

第9条 学会は大会長に、一定の補助費を交付する。

2 大会長は、決算報告を年度末までに理事長に提出しなければならない。

(附則)

- 1 この規程の変更は、理事会の議決による。
- 2 この規程は平成22年3月23日から施行する。